

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正について

1 改正の背景

地上デジタル放送への完全移行に伴うデジタル難視聴地域の解消や災害などによるケーブルテレビの幹線伝送路の切断箇所の応急復旧など、23GHz帯無線伝送システムを用いて、効率的にネットワークを構築したいというニーズが高まっている。

このため、情報通信審議会において「ケーブルテレビシステムの技術的条件」について審議を行い、本年6月19日に「23GHz帯無線伝送システムの技術的条件」に関して一部答申を受け、同答申に沿って固定局及び陸上移動局の技術的条件等の規定の整備を行うものである。

なお、23GHz帯無線伝送システムの利用イメージは別紙のとおりである。

2 改正省令の概要

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令の概要は、次のとおりである。

(1) 23GHz帯無線伝送システムの固定局

23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の技術基準等を整備(無線設備規則第58条の2の11、同別表第2号、同別表第3号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条、同別表第1号)

(2) 23GHz帯無線伝送システムの陸上移動局

23GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の技術基準等を整備(無線設備規則第49条の32、同別表第2号、同別表第3号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条、同別表第1号)

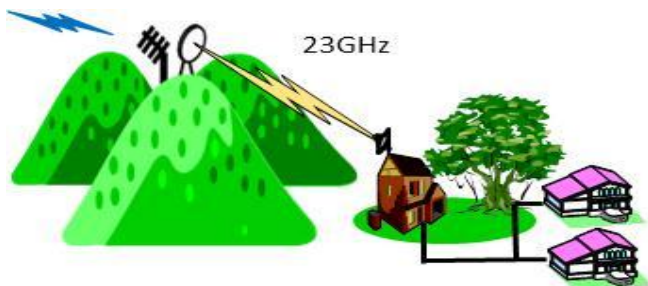
3 施行期日

平成24年10月12日 公布・施行

1. 23GHz 帯無線伝送システムの利用イメージ及びシステム概要

(1)固定局

地上デジタル放送への完全移行に伴うデジタル難視聴地域における伝送手段としても利用可能。

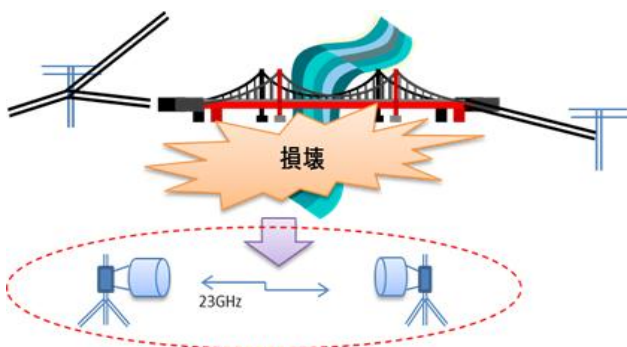


周波数	23.2～23.6GHz
チャンネル数	最大 65ch
伝送距離	5km 程度
空中線電力	最大 1W

(2)陸上移動局

○汎用可搬型

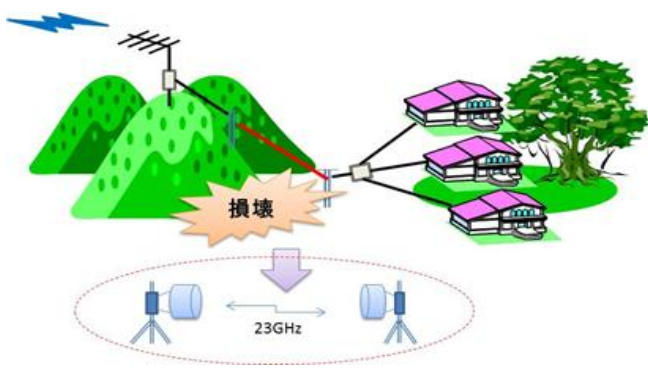
災害時による橋梁の損壊等において、ケーブル伝送路の切断箇所を応急復旧するため一時的な使用により利用可能。



周波数	23.28～23.52GHz
チャンネル数	最大 40ch
伝送距離	5km 程度
空中線電力	最大 500mW

○辺地用可搬型

災害や障害時において辺地共聴施設の伝送路の切断箇所を一時的に復旧するため利用可能。



周波数	23.2～23.6GHz
チャンネル数	最大 65ch
伝送距離	数百 m 程度
空中線電力	最大 5mW

2. 主な省令改正事項

省令	主な改正事項	
無線設備規則	固定局	変調方式(64値直交振幅変調及び直交周波数分割多重方式)を追加
	陸上移動局	通信方式(単向通信方式、複信方式及び同報通信方式)を新たに規定 空中線系(直径10cmのパラボラアンテナと同等以上)を新たに規定
特定無線設備の技術基準の適合証明等に関する規則	固定局	技術基準適合証明の対象となる特定無線設備とする。
	陸上移動局	